

平成十三年政令第百八十八号

不正競争防止法施行令

内閣は、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十一条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（技術上の秘密の内容）

第一条 不正競争防止法（以下「法」という。）第五条の二第一項の政令で定める情報は、情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを除く。）とする。

（技術上の秘密を使用したことが明らかでない行為）

第二条 法第五条の二第一項の政令で定める行為は、法第二条第一項第十号に規定する技術上の秘密（情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを含む。）に係るものに限る。）を使用して評価し、又は分析する役務の提供とする。

（外国公務員等で政令で定める者）

第三条 法第十八条第二項第三号の政令で定める者は、次に掲げる事業者（同号に規定する事業者を除く。）であつてその事業の遂行に当たり外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているもの事務に従事する者とする。

一 一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を直接に保有されている事業者

二 株主総会において決議すべき事項の全部又は一部について、外国の政府又は地方公共団体が、当該決議に係る許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をしなければその効力が生じない事業者又は当該決議の効力を失わせることができる事業者

三 一又は二以上の外国の政府、地方公共団体又は公的事業者により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、若しくは総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を直接に保有され、又は役員（取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているもの）をいう。次項において同じ。）の過半数を任命され若しくは指名されている事業者（第一号に掲げる事業者を除く。）

2 前項第三号に規定する「公的事業者」とは、法第十八条第二項第三号に規定する事業者並びに前項第一号及び第二号に掲げる事業者をいう。この場合において、一又は二以上の外国の政府、地方公共団体又は公的事業者により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、若しくは総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を直接に保有され、又は役員（取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているもの）をいう。次項において同じ。）の過半数を任命され若しくは指名されている事業者は、公的事業者とみなす。

附 則

この政令は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十一号）の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。

附 則（平成一七年八月三日政令第百七十一号）

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十一月一日）から施行する。

附 則

（平成三〇年九月七日政令第百五十二号）
この政令は、平成三十年十一月一日から施行する。

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の不正競争防止法施行令第一条及び第二条の規定は、この政令の施行前に不正競争防止法第二条第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為（同条第六項に規定する営業秘密を取得する行為に限る。）があつた場合における当該営業秘密を取得する行為をした者については、適用しない。

附 則（令和五年一月二十九日政令第百三十八号）抄

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。